

## 研修資料の訂正について

対象テキスト 研修課題② 「被災家屋等の公費解体・撤去管理業務について」  
 対象ページ P14上段  
 訂正内容

誤) ☆相続人の確認 ⇔ 補償関連部門  
 正) ☆相続人の確認 ⇔ 土地調査部門

## 研修課題②:被災家屋等の公費解体・撤去管理業務について

番号	質問	回答
1	被災家屋等の公費解体・撤去管理業務について、仕様書・解説等はないのですか？	今回の研修内容「被災家屋等の公費解体・撤去管理業務」に関する仕様書及び解説等につきましては、(一社)日本補償コンサルタント協会復興支援協会においてテキストが作成されております。詳しくは各県の補償コンサルタント協会事務局にお尋ねください。

## 研修課題③:九州北部豪雨に伴う災害対策(宅地嵩上における費用負担算定)について

番号	質問	回答
1	揚家工法で曳家をせずに基礎の新設ができるのか疑問に思った。できるのであれば通常の曳家 + $\alpha$ になるのではないのでしょうか？	当該事業の本格的な用地調査等業務発注を行う前段にて、予備調査の発注があり、調査算定要領の構築、問題点等の抽出や複数の専門業者(曳家業者)への意見聴取、見積徴収が行われており、また、揚家工法の施工の可否・費用等については、専門業者への意見聴取にて施工手順等を含め確認しております。 + $\alpha$ の付加の要否については、前記意見聴取を踏まえ、通常算定(曳家)の補償額で移転工事費がまかなえるものと判断し、構内再築工法による補償額との経済比較を行い、最終的な補償額を認定しております。
2	分離可能な倉庫などの事例があれば提供して頂きたい。 (資料P.20の下段)	今回説明した事例は、発注者より了解を頂いたうえで研修資料として使用しておりますが、その他の事例につきましては行政機関が保有する情報となりますので、資料のご提供はできません。
3	「宅地嵩上げ事業」がなぜ認められたのでしょうか？官庁・自治体・関係各署との連携は他県でもすぐ可能なのでしょうか？	2019年7月号の用地ジャーナルの補償事例紹介において、「一級河川白川水系黒川河川激甚災害対策特別緊急事業における「宅地嵩上げ事業」について」が起業者(発注者)から寄稿されておりますのでご確認ください。
4	宅地嵩上げにおける費用負担算定に伴う共通ルールや算定基準、質疑応答集を開示して頂けないでしょうか？	あくまで行政機関が保有する情報であり、委託契約上の守秘義務が課せられておりますので、資料のご提供はできません。